

▼INDEX

- 1 大証ウェブサイトがリニューアルしました
  - 2 新規上場銘柄の値動き
  - 3 上場会社動画配信情報
  - 4 証券取引等監視委員会コラム
- 

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

---

4 証券取引等監視委員会コラム

---

開示検査について(その3)

前回までは、開示検査の概要、及び市場別の課徴金納付事例の分類について記述したところであるが、今回からは、開示検査の結果明らかになった虚偽記載の中身について御説明することとしたい。

まずは、課徴金納付命令の対象企業の業種別動向である。

18年度: 建設業2, 証券業1

19年度: 情報・通信業4, 小売業2, 建設業1, 電気機器業1

20年度: 建設業3, 機械業3, 卸売業2, サービス業1, 倉庫・運輸業1, 情報・通信業1

21年度: 卸売業3, 情報・通信業2, 輸送用機器業1, 小売業1, 不動産業1

22年度: サービス業1

となっている。

最も多いのは、情報・通信業の7件であり、建設業の6件、卸売業の5件というところが、それに次いでいる。

開示検査の対象の抽出は、様々な情報と財務分析を基に、嫌疑の高い先から選定しているところであり、当初から特定の業種を対象にしている訳ではない。そうした中で、これら業種が比較的多くなっていることについては、この後に述べる虚偽記載の態様、すなわち架空売上げの計上等の虚偽記載の「手法」を、これら業種で経営不振の企業が手を染めやすい背景があるのかもしれない。例えば、典型的には、情報・通信業における、システムの構築やソフトウェアへの付加価値の添加といったものは、それが実在するものであれば当然のことながら、売上げへの計上が認められるが、有体物が増加するといった「目に見える」外形を備えないために、経営不振で売上げのかさ上げを行おうという経営者にとっては、安易に架空売上げの計上等による虚偽記載に手を染める誘惑が大きいということがあっても考えられる。

しかし、現に、そうした架空の売上げは、資金の流れや帳票、売上げの対象物等のたんねんな検査によれば白日のもとにさらされてしまうものであり、それが、こうした業態の課徴金納付事例の多さにつながっていることを勘案すれば、「悪事は必ず露見する」と考えられるべきであろう。

他方、委員会としても、常に新たな形態の虚偽記載がないか、新鮮な目で検査

対象を選定しているところであり、今後とも、検査技法の向上に努めていく所存である。また、繰り返しになるが、業種が何であるから、虚偽記載のリスクが小さい、といった先入観は全く有していない。例えば、18年度に開示検査にかかる課徴金納付命令としては初期の段階で、証券業者という、本来、監視委員会や証券取引所等と手を携えて市場の公正を維持向上させるべき業者の虚偽記載を摘発したことは、記憶に残っておられるかもしれない。当該社は社会的にも厳しく指弾されたが、当委員会が、開示検査の対象について、先入観なく、言い換えれば、タブーなく、取り組んでいることを表わすものとして受け取っていただければ幸いである。

次に、不適正な会計処理の類型であるが、以下のような多様な類型を摘発している。

(1) 売上高

売上げの前倒し計上、売上げの過大計上、架空売上げの計上

(2) 売上原価

売上原価の過少計上、売上原価の繰り延べ、架空仕入の計上、売上原価の付替え

(3) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の過少計上、貸倒引当金の過少計上、費用の無形固定資産への付替え

(4) 営業外・特別利益

社債の評価益の過大計上、匿名組合精算配当金の計上

(5) 営業外費用

貸倒損失の過少計上、引当金の不計上

(6) 特別損失

減損損失の不計上、関係会社損失引当金の過少計上、貸倒引当金の過少計上

(7) 資産

売上債権の過大計上、棚卸資産の過大計上、(長期)未収入金の過大計上、前渡金の過大計上、有形固定資産の過大計上、無形固定資産(のれん)の過大計上、関係会社株式の過大計上、破産・更生債権等の過大計上、貸付金の過大計上、リース資産の架空計上

(8) 負債

前受金の過少計上、退職給付引当金の過少計上、未払金の過少計上

(9) 連結

子会社の連結はずし

売上の過大計上や売上原価の過少計上、またはそれらの前倒しや繰り延べ、といった「古典的」な虚偽記載の態様から、減損損失や退職給付引当金の不計上や過少計上といった、会計ビッグバン以降新たに整備されてきた会計基準に係る評価性の会計項目に係る虚偽記載まで、バラエティーに富んだ態様が摘発されている。また、子会社の連結はずしなども、実質支配力基準をめぐって、会社の経営実態に深く関係する会計項目であり、開示検査の対象が、単なる企業活動の経理処理に係る問題に留まらず、企業の実相に基づく「深い」問題にも切り込んでいることがうかがわれよう。

次回以降は、具体的な課徴金納付勧告事案を題材として、上場企業等の関係者において、適正な会計処理を行うにあたり、参考となる問題点を説明させていただく予定である。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

---

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

---